

## 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領

平成30年4月1日付29産労農森第1238号  
改正 平成30年7月6日付30産労農森第398号  
改正 令和元年5月20日付31産労農森第246号  
改正 令和3年2月17日付2産労農森第1072号

### (目的)

第1 この要領は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1222号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

### (事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第6に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

#### (1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を実施する区市町村

#### (2) 応募対象施設

実施要綱に定める支援の対象施設

#### (3) 応募方法

本事業に対する補助金交付を目的に、書類申請等を行う区市町村は、下記ア～ウの書類を（4）の応募先まで郵送又は持参し、提出すること。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

ア 事業計画承認申請書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 経費内訳書（第3号様式）

#### (4) 応募先

東京都産業労働局農林水産部森林課

#### (5) 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

### (事業の実施)

第3 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、決定を受けた年度内に、複数年度にわたる事業について決定を受けた者は、決定を受けた年度の次年度までに事業を完了させることとし、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1223号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 補助対象事業は、都からの交付決定を受けてから着手することを原則とする。

- 3 区市町村は、本事業により整備した施設等において東京の森林や多摩産材のPRを展開することとし、当該施設利用者へのPRはもとより、当該施設利用者以外に対してもホームページ等で東京の森林や多摩産材等についての積極的なPRを行うこととする。

(複数年度にわたる事業)

- 第4 事業の実施が複数年度にわたる事業について実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、承認を受けた事業計画に沿って補助金交付要綱に基づき、年度毎に知事に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 補助事業者は、交付決定を受けた後に事業に着手し、当該年度内に補助対象部分の出来高に応じた支払いを実施しなければならない。
- 3 知事は、補助対象部分の出来高に応じた支払いが完了するものについて、年度毎に補助するものとする。
- 4 補助事業者は、次年度以降についても都から交付決定を受けてから事業着手することを原則とする。
- 5 知事は、次年度以降の事業について予算の範囲内において補助を行うこととする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所  
区市町村長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業  
計画（変更）承認申請書

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領第2の規定に基づき、  
事業計画（変更）書等を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）

1. 事業計画承認申請書を提出する場合は、様式2を添付すること。
2. 変更計画承認申請書を提出する場合は（1）～（2）のとおりとする。
  - （1）事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
  - （2）様式第2号のうちの事業費等については、上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を裸書きとする。

第2号様式（第2関係）

事業計画(変更)書

1 事業概要

施設の種類			
施設所在地			
施設の概要			
事業内容（多摩産材使用箇所及び什器設置場所など）			
事業区分 (該当するものに○)		使用用途（材料、品名、購入数量など）	
	木造化	例：構造材（柱、屋根）	
	内装木質化	例：床材	
	木製外構施設の整備	例：ウッドデッキ（1式）	
	木製遊具の整備	例：ブランコ（2台）	
	木製什器の整備	例：机（天板）、椅子（座面、背面）100セット	
事業実施期間（予定）		開始	年 月 日
		終了	年 月 日

2 事業における多摩産材使用量（予定）

事業区分 (該当するものに○)		多摩産材使用量		
		総量	1㎡当たり	製品割合
	木造化	m <sup>3</sup>	—	—
	内装木質化	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—
	木製外構施設の整備	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—
	木製遊具の整備	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—
	木製什器の整備	m <sup>3</sup>	—	%

3 事業費

	全体		年度		年度
		円		円	円
総事業費		円		円	円
補助対象経費		円		円	円
補助金額		円		円	円

4 事業完了後の東京の森林や多摩産材のPR方法

--

5 「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき策定した公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針について

施行日	名称
年 月 日	

※複数の施設を申請する場合は、施設ごとに記載すること。

（添付資料）

- ① 事業実施位置図
- ② カタログ、設計図、工程表等
- ③ その他（施設のパンフレット等）

第3号様式（第2関係）

（ 年度）経費内訳書

【収入の部】

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
事業費計 (補助対象経費)		

注1 本補助金以外の補助金を利用する場合は、備考欄に補助事業名等を記入して下さい。

【支出の部】

費 目	内容（規格など）	数量	単 価	金 額	備 考
事業費計 (補助対象経費)					

注1 記載内容ごとに、見積書若しくは積算書を添付してください。

注2 複数の施設において申請する場合は、施設ごとに本様式を作成してください。

注3 複数年度の事業については、年度毎に作成してください。